

別紙石川町道の駅整備事業募集要項及び審査基準書についての正誤表

以下のとおり誤りがありましたので、訂正します。

資料名及び該当箇所	訂正前	訂正後
募集要項 4 ページ 第 2 章 事業者の募集及び選定 3 応募者の資格 (1 1) 石川町競争入札参加資格者名簿への登載について	参加資格確認基準日までに名簿に登載される予定の者は、参加意志表明書提出に併せて石川町競争入札参加資格申請手続きを実施することにより、参加資格確認基準日までに名簿に登載となる。	参加資格確認基準日までに名簿に登載される予定の者は、令和 5 年 1 月 2 5 日 (水) までに令和 3, 4 年度競争入札参加資格審査申請と併せて令和 5、6 年度競争入札参加資格審査申請手続きを実施することにより、参加資格確認基準日までに名簿に登載となる。
審査基準書 3 ページ 第 2 章 選定事業者の選定方法 2 審査体制 石川町道の駅運営予定者選定委員会の選定委員について	※アドバイザーは審査に参加し発言等を行うが、審査の権限は有しないこととする。	※アドバイザーは審査に参加し、プレゼンテーション及び審査過程を確認するが、各審査員の審査及び集計後まで発言を行わないものとする。また、採点や審査結果に関する一切の権限は有さないものとし、審査終了後に審査員による審査講評とは別に全体の総括意見を述べるものとする。」